

輸入牛肉の安全性確保に関する意見書

昨年カナダ及び米国でBSEに感染した牛が発見され、日本国内の消費者はもとより流通業界、外食産業の経営や雇用に対しても大きな衝撃を与えている。特に、我が国の牛肉消費量の3割を占める米国においてBSEが発生したことは、今後の国内の牛肉消費に大きな影を落としている。

国産の牛肉は、2003年通常国会において成立した「牛肉トレーサビリティ法」によって生産・製造履歴管理が行われ、販売される際に表示がされることで安全と安心の確保がなされたが、国内消費の6割を賄う輸入牛肉が同法律の対象外であるために、今後新たに海外でBSEが発見されるならば、消費者が安心して、また安定した牛肉消費を続けることは困難な情勢となる。

よって、本市議会は、消費者の安全な食生活の確保のため、下記の事項を含む政策の早急な実施を行うよう強く要望するものである。

記

- 1 輸入牛肉に対し、国際獣疫事務局（OIE）の定める基準に応じ、BSE検査済み表示を行うことを義務づけること。また、アメリカ政府に全頭検査を行うよう要望すること。
- 2 アメリカにおけるBSE発生によって影響の生じた加工、流通、小売、飲食等関係業者に対し、必要かつ十分な経営支援措置を行うこと。
- 3 あらゆる機会を通して、BSEに関する正しい知識の普及に取り組み、消費者の冷静な消費活動が行えるようにすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年 3月25日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量